



著作権の保護範囲と著作物の類似性—改作的利用にかかる正当化根拠の検討と試論

高野, 慧太

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2021-02-17

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

乙第3395号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D2003395>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



著作権の保護範囲と著作物の類似性

—改作的利用にかかる正当化根拠の検討と試論

高野慧太

作成年月日：2020年11月30日

論文要旨

本稿の課題は、著作物の類似性の判断基準を検討することである。この検討にあたっては、類似性要件がどのような趣旨を有するか、その趣旨が判断基準とどのような関係があるかについて適切な説明をすることができるか（趣旨適合性）、および、その判断基準が著作権法の規定と整合するか（条文適合性）を問題意識とする（第1部）。

従来の判断基準としては、「創作的表現」の共通性のみを挙げるものと、創作的表現の共通性に加えて先行作品との市場代替性を評価するものがある。前者は、後行作品に著作権が及ぶ必要性の説明が不十分である点（趣旨適合性）、後者は翻訳・映画化を著作権侵害とする現行法の規定が無意味化しかねない点（条文適合性）が主たる問題点である（第2部）。

競合的利用に対して著作権を及ぼす必要性は市場競合論により得られているが、競合しない後行作品での利用、すなわち改作的利用に対する著作権は必要性が明らかでない。本稿は、その改作的利用に及ぼす必要性として、日本法・ベルヌ条約の制定経緯から「誤訳のおそれ」論を、米国著作権法に関する学説から過剰投資抑制論を候補として得られることを明らかにした（第3部）。

著作権を及ぼす必要性として、市場競合論、「誤訳のおそれ」論、過剰投資抑制論を前提としたとき、①先行作品と市場代替性のある（競合する）後行作品か否か、②非競合の後行作品に対しては、「誤訳のおそれ」論、過剰投資抑制論の議論に照らして、著作権を及ぼすことが正当化されるか、③これらの必要性を前提として、許容性の観点を「創作的表現の共通性」から判断する、という類似性判断枠組みが導かれる。このうち、①②はそれぞれ複製権・翻案権等が対応し、27条は限定列举として理解されるべきことが、立法論として導かれる（第4部）。